

—— 宗 像 市 分 別 収 集 計 画 ——

(第 11 期)

令和 7 年 8 月

宗 像 市

宗像市分別収集計画目次

1 計画策定の意義	2
2 基本的方向	2
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み算定方法	6
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	6
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

本市は、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」をはじめとする歴史・文化的遺産と釣川、さつき松原や四塚連山などの豊かな自然に恵まれています。平成30年3月に策定した第2次宗像市環境基本計画において、これら地域の誇るべき資源を大切に守り活かすことで、将来にわたって持続する社会を形成する「豊かな自然と歴史を活かし共に生きるまち宗像」を目ざす環境像に掲げ、環境負荷の低減に寄与するまちづくりを進めています。

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大等の深刻な社会問題を発生させています。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進し、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装廃棄物の収集量の拡大、市民の分別意識の向上と各主体との協働に努め、環境負荷の少ない地域社会の実現に寄与するものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方向は、以下のとおりです。

- （1）容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築を図ります。
- （2）市民・事業者・行政が一体となり3Rの取組を推進し、環境負荷の低減に努めます。
- （3）ごみの適正処理を行い、地域の環境保全を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲食用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,601 t	1,596 t	1,591 t	1,586 t	1,581 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

・環境教育の充実

自治会や学校、その他各種団体に対して、環境問題について学習する機会を提供し、環境保全活動に積極的に取り組む人材を育成する。

・買い物袋持参の徹底と過剰包装の抑制

繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）の持参及び簡易包装の実施による排出抑制を市民・事業者と協働で推進する。

・資源集団回収事業の奨励

市内の各種団体（自治会、PTA、子ども会等）に古紙、古布及びびんの回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量化や資源化を推進する。

・排出利便性の向上

スーパーマーケット等に設置している資源物の拠点回収ボックスを図り、排出利便性を向上させる。

・「プラスチック・スマート」への登録

不必要な使い捨てプラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」に登録する。

・広報等による啓発

効果的な広報媒体の活用と内容の充実を図り、市民や事業者が排出抑制や適正な分別排出を行うよう促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	その他色びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主としてダンボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ
		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	26		26		26		26		26	
主としてアルミ製の容器	47		47		47		47		47	
無色のガラス製容器	160		160		160		160		160	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	160	0	160	0	160	0	160	0	160
茶色のガラス製容器	114		114		114		114		114	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	114	0	114	0	114	0	114	0	114
その他の色のガラス製容器	78		78		78		78		78	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	78	0	78	0	78	0	78	0	78	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	24		24		24		24		24	
主として段ボール製の容器	67		67		67		67		67	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	109		109		109		109		109	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	109	0	109	0	109	0	109	0	109	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	277		277		277		277		277	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	277	0	277	0	277	0	277	0	277	0
(うち白色トレイ)	10		10		10		10		10	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0

※ 独自処理の量は、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理する予定量

※主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が認める商品を充てんするためのものについて、令和 5 年度以降は指定法人による引き取りの可能性あり。

※主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものについて、令和 5 年度以降は独自処理の可能性あり。

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率※

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
推計人口	96,296 人	96,015 人	95,733 人	95,452 人	95,170 人
対前年比	99.71%	99.71%	99.71%	99.71%	99.71%

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制（地域回収・資源物受入施設回収・拠点回収・資源集団回収）を活用して行います。

地域回収	月 1 回、地域の分別収集ステーションで収集する。
資源物受入施設回収	毎週水、土、日曜日に公設の資源物受入施設で収集する。
拠点回収	スーパー、公共施設等に設置している資源回収ボックスで収集する。
資源集団回収	子ども会、老人クラブ等が行う資源集団回収で収集する。

- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集の用に供する施設は、現行の施設（北側資源物受入施設、西側資源物受入施設、宗像市役所、リサイクルプラザ）を活用して行います。

- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に行うため、市民・地域・行政が一体となった取組を進めていく。
- ・硬質プラスチックをその他のプラスチック製容器包装と一緒に回収していく方法を模索する。
- ・子ども会、老人クラブ等の公共的団体による資源集団回収を促進するため、回収量・回収回数に応じた奨励金を交付します。
- ・市内の全世帯に、ごみの出し方のパンフレットを全戸配布し分別意識の向上を図ります。
- ・資源物受入施設においては責任者、地域の分別収集ステーションにおいては代表世話人及び当番を配置するとともに、代表世話人等を対象に分別収集のしかたについて研修会を実施し、資源物の品質の向上を図ります。